

2019年4月12日

公契約条例に関する公開質問の結果

旭川ワーキングプア研究会

(代表) 弁護士 小林 史人

(構成団体)

- ・ 旭川弁護士会所属弁護士有志
- ・ 連合北海道旭川地区連合会（連合旭川）
- ・ 旭川市職労
- ・ 自治労上川地方本部
- ・ 全建総連 旭川建設ユニオン
- ・ 旭川労働組合総連合（旭労連）
- ・ 建交労旭川支部
- ・ NPO 法人建設政策研究所北海道センター
- ・ 北海学園大学川村雅則研究室

旭川ワーキングプア研究会（以下、研究会）では、きたる旭川市議選の予定候補者に対して、公契約条例に関する公開質問を行いました。

予定候補者の把握は困難であるため、無所属議員を含む旭川市議会各会派等（以下、会派等）の事務局を3月5日に訪問し、立候補を予定されている方々の人数分の質問状と、公契約条例に関する論文・資料を渡しました／置いてきました。また、研究会で把握できた4人の新人予定候補者に対して質問状等を郵送しました。回答の締め切りは4月1日に設定をしました。

□質問状の配布先

自民党・市民会議、民主・市民連合、公明党、日本共産党、虹と緑、無所属

□質問状に添付した論文

- ・ 日弁連「公契約法・公契約条例の制定を！」リーフレット
- ・ 濱野恵「公契約条例の現状——制定状況、規定内容の概要（資料）」『レファレンス』2018年9月号所収
- ・ 上林陽治「公契約条例の現状と要件」『北海道自治研究』第594号（2018年7月号）所収

- 正木浩司「『旭川市における公契約の基本を定める条例』に関する検討結果報告書』について」『北海道自治研究』第600号（2019年1月号）所収

□公開質問の内容

問1 旭川市はこれまでも公契約に関する調査を行っていますが、対象範囲や内容をより一層拡充した調査が必要であるという考えに賛成ですか、反対ですか。

- ①賛成である（必要である）。
- ②反対である（必要はない）。
- ③その他。

問2 「旭川市における公契約の基本を定める条例」を、現行の理念型条例から賃金保障型の条例に発展させるべきであるという考えに賛成ですか、反対ですか。

- ①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）。
- ②反対である（現行のままでよい）。
- ③その他。

問1，問2でご回答されたことの原因や趣旨についてご自由にお書きください。

□回収状況とご回答（概要）

1つの会派・政党（自民党・市民会議）からの統一回答と、11人の議員予定候補者（民主・市民連合、日本共産党、無所属）からの回答がありました。

- 自民党・市民会議
 - 問1 ③その他
 - 問2 ③その他
- 議員予定候補者（民主・市民連合、日本共産党、無所属）
 - 問1 ①賛成である（必要である）
 - 問2 ①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

□各議員・会派からのご回答（詳細、回収順）

○塩尻伸司

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

実質賃金が上がっていかない現在、その状態を改善していくには必要だと考えています。

○高木啓尊

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

理念条例であっても、本市で公契約条例を制定したことは大きな意義がある。これを皮切りに、賃金保障まで発展させなければ、効果が生まれてこないと考える。

○中川明雄

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

賛成ながら、手順を踏み、一歩ずつ積み上げる仕様が必要と考える。

○白鳥秀樹

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

賃金保障項目があつてこそ公契約条例の意義があると言えます。官製ワーキングプアをなくすためにも必要です。

○自民党市民会議（杉山允孝、えびな信幸、宮本儔、安田佳正、福居秀雄、上村ゆうじ、松田たくや、木下雅之、林祐作）

問1：③その他

問2：③その他

「公契約の基本を定める条例」については、附則第2項において「施行後、2年を超えない範囲内において、この条例の運用状況について学識経験者その他市長が必要と認める者の意見を聴いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されているところであり、平成30年11月に旭川市契約審査委員会において検討結果報告書が取りまとめられたところである。

報告書では、「地域内での経済の循環及び活性化を図ること」、「品質及び適正な履行

を確保すること」、「公平性、公正性及び透明性の向上を図ること」の推進にあたっては、一定程度評価できるものの、一方で「公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境を確保すること」については、実効性の観点から賃金条項の必要性を中心とした議論となったが、結果として意見の一致を見なかったとまとめられている。

そのような中、旭川市では、条例の実効性を確認するためにも実態の把握が必要であるとの報告書の意見を踏まえ、公共工事を受注する事業者を対象に、労働者賃金等に関する実態調査を平成31年度から実施することとしている。我が会派としては、この調査結果は、今後の公契約条例に係る施策の推進にあたり重要な判断材料となるものであると考えており、さらには景気動向や人手不足など調査結果以外の外的要因、公契約に関わる様々な方々のご意見も伺いながら、今後の本市における公契約のあり方、あるいは「公契約の基本を定める条例」のあり方等について、総合的な検証を行う中で判断していきたいと考える。

○品田ときえ

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

現状をしっかりと把握して課題意識を深めるためにも充実した調査が必要と考えます。

公契約条例が制定された背景を考えると当然の帰結であると考えます。しかし、条例が公契約上の雇用契約にしか効力が及ばないことや受注者の負担増等を勘案すると、慎重な対応を求める意見も理解できます。条例を望ましい形に少しでも進めていけるように、主旨の理解を広めると同時に、ソウル市のような総合的・体系的な労働政策を推進していくことが必要であると考えます。

○横山啓一

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

資料を拝見し、十分理解できていない部分がありますが、労働者の労働条件悪化や賃金の低下になるようなしくみのまま放置することは、時代に逆行するものと考えます。理念だけでなく、実効ある条例へという考え方には基本的に賛成です。

○松田ひろし

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

調査については、条例の実効性を確認する観点からも、公契約従事者の賃金水準や労働条件の実態を把握することは不可欠だと考えます。

現条例を賃金保障型の条例に発展させることについては、条例の目的である労働環境

保護の観点から基本的に賛成であるが、公契約条例が地域の活性化や中小企業の保護・育成等につながるよう、課題に対し十分配慮して進めなければならないものと考えている。

○のとや繁

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

日本共産党は、今年の第1回定例会の代表質問で、市発注の現場で働く労務者に支払われている賃金の実態調査を求めました。これに対し、市長は「労働者の実態把握に早期に着手する」、調査の手法についても「500万円以上の工事を対象に調査し、元受、下請けを問わず受注企業から報告を求める」〔と〕答弁しました、さらに、「調査結果を検証したうえで対応措置を検討したい」と答えています。

また、現在の理念条例にとどまらず、「公契約に従事する者の適正な労働環境を確保する」ためには、賃金条項を取り入れて実効性を持たせることは不可欠です。適正な賃金の支払いは、企業の人材確保や事業の品質管理にも大きく貢献するとともに、旭川市が、くらし続けていくことが出来る魅力的なまちとして発展する基礎になると考えます。

○小松あきら

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

適正な賃金の支払いは、労働者にとっては労働の対価の報酬が適正になることであり、また、業界にとっては労務者の確保及び技術の継承につながり利益となります。さらに、発注者（旭川市）にとっては品質確保につながります。三者の利益につながることであり推進すべきです。

○石川厚子

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

市発注の現場で働く労務者に支払われている賃金の実態調査をすべきです。

また現在の理念条例にとどまらず、公契約に従事する者の適正な労働環境を確保するためには、賃金条項を取り入れて実効性を持たせることは不可欠です。適正な賃金の支払いは、企業の人材確保や事業の品質管理にも大きく貢献することになります。

○真嶋隆英

問1：①賛成である（必要である）

問2：①賛成である（賃金保障型の条例に発展させるべき）

公契約条例によって公共サービスの向上、働く人にとっての適正な労働条件や雇用の安定が図られていく必要があると思います。2016年の旭川市公契約条例は理念条例とも言われますが、今後は実効性のあるものにしていく必要があると考えます。その観点から拡充した調査は必要と考えます。また、賃金保障型の条例に発展させていく必要があると考えます。私の会派（日本共産党）はこの間、西川市長に賃金の実態調査を求め、前向きな答弁を引き出しています。